



支援機器の導入・選定

第Ⅱ章 関連法律



【解説】

第Ⅰ章では、主な支援機器について紹介しましたが、そのうちのいくつかには関連する法律があります。例えば、法律によって対象となる支援機器の購入費用が補助されたり、支援機器が貸与されることがあります。そのため、第Ⅱ章では関連する法律をいくつか紹介します。



障害者総合支援法

- 「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」ことを目的とした法律。



【解説】

初めに、障害者総合支援法について説明します。障害者総合支援法は「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」ことを目的とした法律で、2013年4月に制定され、2018年4月にはその一部が改正されています。



障害者総合支援法の対象

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者(発達障害者を含む)
- ④難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)

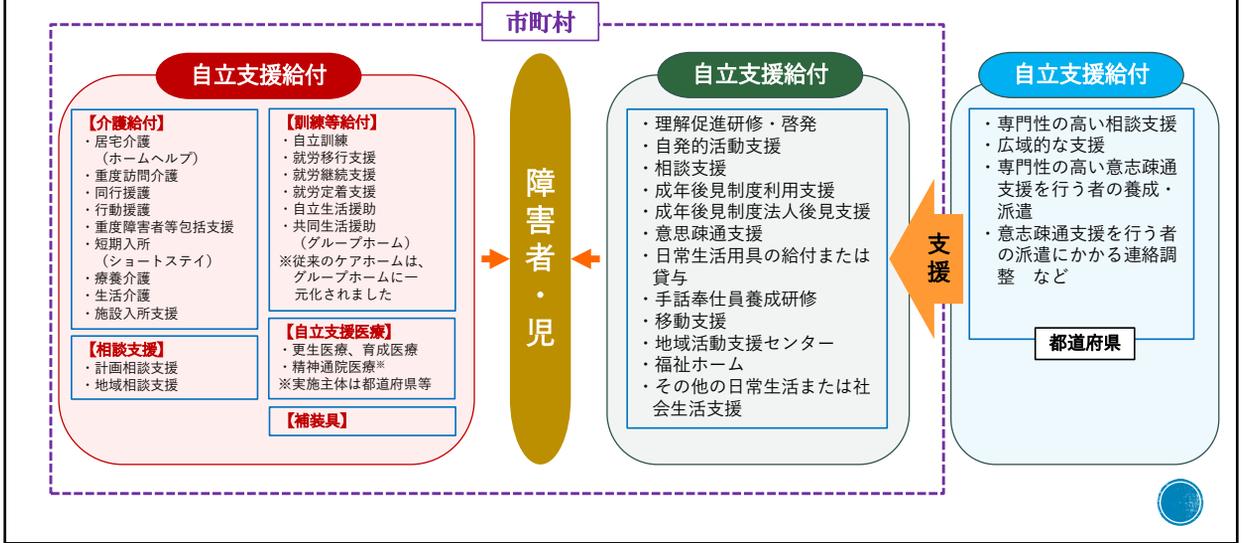


【解説】

この障害者総合支援法の対象は、障害者になります。では、どのような障害者を法の対象範囲としているかというと、「視覚障害」「聴覚・平衡機能障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」「肢体不自由」「内臓機能などの疾患による内部障害」の5種類の身体障害者、知的障害者、発達障害者を含む精神障害者、難病などをもつ人となります。



障害者総合支援法による支援

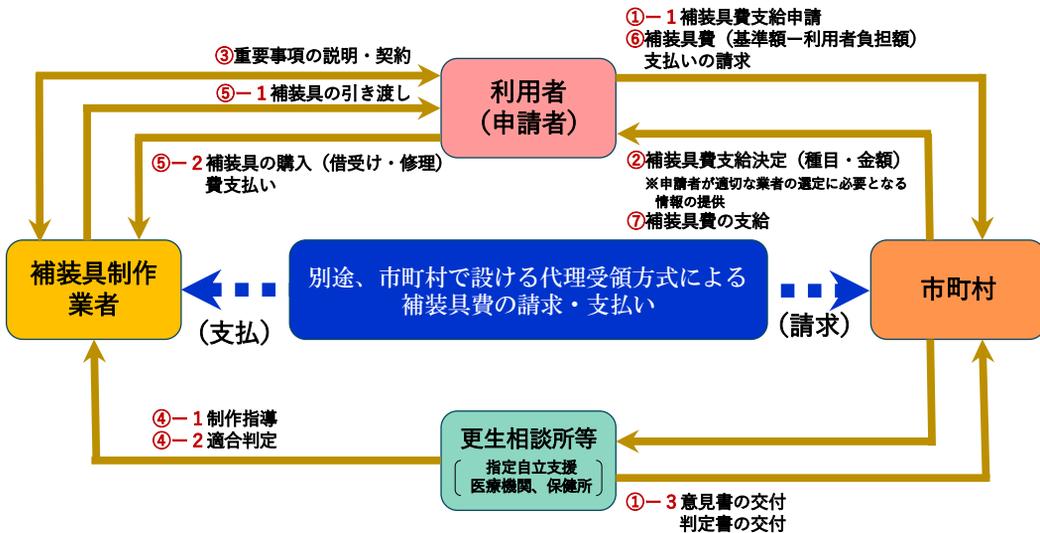


【解 説】

この障害者総合支援法による具体的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。例えば、第Ⅰ章で紹介した支援機器のうち、自立支援給付費の補装具の制度に該当するものと、地域生活支援事業の日常生活用具の給付または貸与制度である日常生活用具給付等事業に該当するものがあります。



補装具の制度 (補装具費の支給)



【解説】

ここでは、まず自立支援給付費の補装具の制度について説明いたします。この制度では、対象となる補助具の購入や修理に一定の金額が支給されます。

そのために、まず利用者は市町村に支給の申請を行います。市町村で支給が適切だと判断されれば支給が決定されますが、市町村で判断が難しい場合には、更生相談所などの判断を挟みます。

支給決定後は、利用者自身が補装具作成業者と直接契約を結び作成から補装具費の支払いを行います。利用者は支払い後、市町村に補装具費の支払いの請求をすると、所得などに応じた額が市町村より利用者に支払われます。



補装具の制度(対象種目)

- ①義肢 ②装具 ③座位保持装置 ④視覚障害者安全つえ
- ⑤義眼 ⑥眼鏡 ⑦補聴器 ⑧車いす ⑨電動車いす
- ⑩座位保持椅子(児のみ) ⑪起立保持具(児のみ)
- ⑫歩行器 ⑬頭部保持具(児のみ) ⑭排便補助具(児のみ)
- ⑮歩行補助つえ ⑯重度障害者用意思伝達装置
- ⑰人工内耳

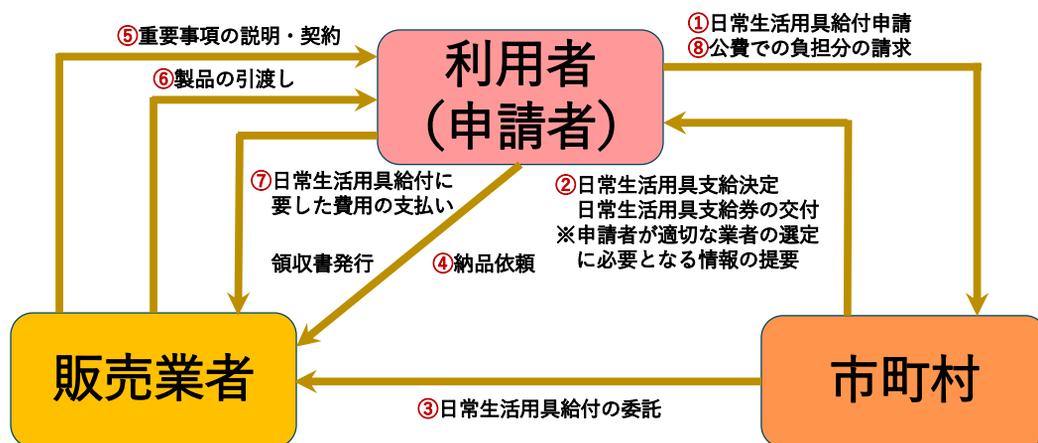


【解説】

対象となる補助具としては、「義肢」「装具」「座位保持装置」「視覚障害者安全つえ」「義眼」「眼鏡」「補聴器」「車いす」「電動車いす」「座位保持椅子」「起立保持具」「歩行器」「頭部保持具」「排便補助具」「歩行補助つえ」「重度障害者用意思伝達装置」「人工内耳」があり、これらのうち「座位保持椅子」「起立保持具」「頭部保持具」「排便補助具」は、障害児のみが支給対象となります。



日常生活用具給付等事業



【解説】

次は、地域生活支援事業の日常生活用具の給付または貸与制度である「日常生活用具給付等事業」について説明します。

日常生活用具給付等事業とは、市町村の判断により決定されるため、市町村によって申請手続や給付の上限額、種目、自己負担額の割合などが若干異なります。

一般的には、先ほどの補装具制度と同じような手続きを踏みます。利用できる対象者は「重度の障害者、障害児、難病患者などで、日常生活用具を必要とするもの」と規定されています。



日常生活用具給付事業 (対象種目)

- ① 介護・訓練支援用具
- ② 自立生活支援用具
- ③ 在宅療養等支援用具
- ④ 情報・意思疎通支援用具
- ⑤ 排泄管理支援用具



【解説】

対象となる日常生活用具としては、主に「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」の5つになりますが、それぞれの具体的な品目は市町村によって異なります。

その例として、介護・訓練支援用具には「特殊寝台」「特殊マット」「訓練いす」などがあります。自立生活支援用具には「入浴補助用具」「頭部保護帽」「移動・移乗支援用具」などがあります。在宅療養等支援用具には、「ネブライザー」や「電気式たん吸引器」などがあります。情報・意思疎通支援用具には「点字ディスプレイ」や「パソコン周辺機器」や「アプリケーションソフトなどの情報通信・支援用具」などがあります。排泄管理支援用具には、「ストマ装具」や「紙おむつ」などがあります。



介護保険法

- 介護保険法は、介護や支援の必要な人に介護にかかる費用の一部を給付する制度をまとめた法律。



【解説】

さて、ここからは障害者総合支援法とは別の法律、「介護保険法」について解説していきます。介護保険法は、介護や支援の必要な人にかかる費用の一部を給付する介護保険制度をまとめた法律で、2000年に施行されました。

この制度においては、40歳以上のすべての人が被保険者となり「要介護」「要支援認定」の介護度に応じ、定められた負担割合で介護・支援の各サービスを受けることができます。



介護保険制度によるサービス (介護給付)

居宅サービス

- ・訪問サービス
- ・通所サービス
- ・短期入所サービス
- ・その他

施設サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院

地域密着型サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問看護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



【解説】

介護保険制度では、要介護者向けのサービスとして日常生活の全てまたは一部のサポートを行う「介護給付」と、要支援者向けのサービスとして要介護状態になるのを予防する目的とした「予防給付」があります。

ここでは、介護給付についてのみ説明します。介護給付は、大きく3つのサービスがあります。1つ目は居宅サービスです。これは、自宅で受けるもしくは、自宅から施設に通って受けるなど自宅で生活する方向けのサービスとなります。2つ目は施設サービスです。これは、自宅から施設に移り住み、施設で生活する方向けのサービスです。3つ目は地域密着型サービスです。これは市区町村が主体となって提供されるサービスです。

ところで、居宅サービスの中に「その他」という項目がありますが、このその他には支援機器に関する「福祉用具貸与」と「特定福祉用具販売」のサービスがあり、次で詳しく説明します。



福祉用具貸与 (福祉用具レンタル)

- 福祉用具貸与とは、要介護者、要支援者が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具のレンタルによる利用を介護保険で支援するサービスです。また、これにより家族の介護負担を軽減するなどを図ることを目指しており、13品目の福祉用具が貸与の対象となっています。



【解説】

まずは、「福祉用具貸与」についてです。福祉用具貸与とは、「要介護者」「要支援者」が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう福祉用具のレンタルによる利用を介護保険で支援するサービスです。また、これにより家族の介護負担を軽減するなどを図ることを目指しており、13品目の福祉用具が貸与の対象となっています。



福祉用具貸与対象品目

| NO | 福祉用具 | 要支援1・2、要介護1 | 要介護2以上 |
|----|----------------|-------------|--------|
| 1 | 車いす | × | ○ |
| 2 | 車いす附属品 | × | ○ |
| 3 | 特殊寝台（電動ベッド） | × | ○ |
| 4 | 特殊寝台附属品 | × | ○ |
| 5 | 床ずれ防止用具 | × | ○ |
| 6 | 体位変換器 | × | ○ |
| 7 | 認知症老人徘徊感知器 | × | ○ |
| 8 | 移動用リフト（吊り具を除く） | × | ○ |
| 9 | 手すり | ○ | ○ |
| 10 | スロープ | ○ | ○ |
| 11 | 歩行器 | ○ | ○ |
| 12 | 歩行補助杖 | ○ | ○ |
| 13 | 自動排泄処理装置 | ○ | ○ |



【解説】

貸与対象の品目には、「車いす、シートベルトなどの車いす付属品」「電動ベッドなどの特殊寝台および付属品」「床ずれを予防するためのマットレスなど床ずれ防止用具」「寝返りなどをサポートする体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」「取付工事の必要のない設置型の手すり」「同じく設置工事のいらないスロープ」「歩行器」「歩行補助杖」「自動排泄処理装置」があります。

ただし、要支援1・2および要介護1の方は、「手すり」「スロープ」「歩行器」「歩行補助杖」「自動排泄処理装置」は対象となりますが、その他の品目は対象外となります。



特定福祉用具販売

- 特定福祉用具販売は、要介護者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具を販売します。



【解説】

次に、「特定福祉用具販売」について説明します。特定福祉用具販売とは、要介護者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具を販売します。

介護保険における福祉用具のサービスは、原則レンタルですがほかの人が使用した後で再利用することに心理的抵抗が生じるなど、レンタルになじまないものを1～3割の負担で購入することができるサービスが特定福祉用具販売になります。



特定福祉用具販売品目

特定福祉用具販売



腰掛便座



入浴補助用具



自動排泄処理装置の
交換可能部品



簡易浴槽



排泄予測支援機器



移動用リフトの
つり具の部分



【解 説】

特定福祉用具販売の対象となる品目は、「ポータブルトイレなど腰掛便座」「自動排泄処理装置の交換可能部品」「排泄予測支援機器」「入浴用の手すりや椅子」「入浴台などの入浴補助用具」「簡易浴槽」「移動リフトのつり具」となります。



労災保険

- **労災保険とは、仕事中や通勤途中の事故でケガをしたり、業務が原因で病気になったりした場合に労働者や遺族に保障を行う制度です。**



【解説】

最後に、「労災保険」という制度について説明します。労災保険とは仕事中や通勤途中の事故でケガをしたり、業務が原因で病気になったりした場合に労働者や遺族に保障を行う制度です。例えば、労災保険では社会生活への復帰を支援するために、義肢などの補装具の購入費用や修理費用を支給しています。



支給種目

- ①義肢 ①-2筋電電動義手 ②上肢装具及び下肢装具 ③体幹装具
- ④座位保持装置 ⑤盲人安全つえ ⑥義眼 ⑦眼鏡 ⑧点字器
- ⑨補聴器 ⑩人工喉頭 ⑪車椅子 ⑫電動車椅子 ⑬歩行車
- ⑭収尿器 ⑮ストマ用装具 ⑯歩行補助つえ ⑰かつら
- ⑱浣腸器付排便剤 ⑲床ずれ防止用敷ふとん ⑳介助用リフター
- ㉑フローテーションパット ㉒ギャッチベッド ㉓重度障害者用意思伝達装置



【解説】

労災保険において購入費用が支給される種目は、「義肢」「電動義手」「上肢装具及び下肢装具」「体幹装具」「座位保持装置」「盲人安全杖」「義眼」「眼鏡」「点字器」「補聴器」「人工喉頭」「車椅子」「電動車椅子」「歩行車」「収尿器」「ストマ用装具」「歩行補助杖」「かつら」「浣腸器付排便剤」「床ずれ防止用敷ふとん」「介助用リフター」「フローテーションパット」「ギャッチベッド」「重度障害者用意思伝達装置」があります。

これらは、それぞれに支給基準が定められており、申請の窓口は労働局になります。